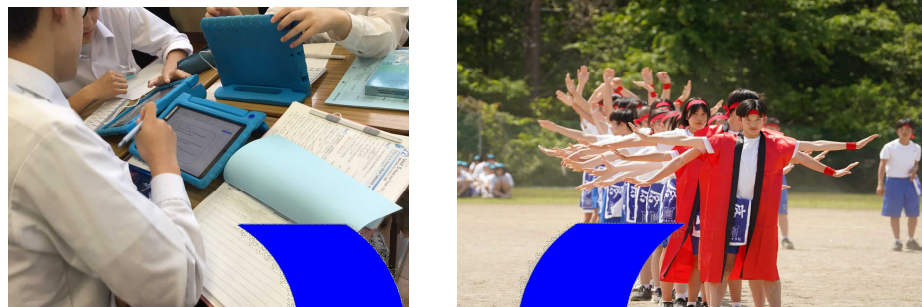


令和6年度

横手市立横手南中学校

いじめ防止 学校基本方針



南



横手南中学校では、「いじめは人間として絶対に許されないもの」との意識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくり・学級づくりを進めていきます。そのような学校・学級の土台となるものが、生徒一人一人の「絆」づくりと「居場所」づくりであると考えます。そのため、日々の授業、学校行事や生徒会活動などにおける共感的な人間関係に基づいた社会性や人間関係形成能力の育成を重点に据えながら、生徒が健やかに成長できる学校環境づくりを大切にします。

全ての南中生が安心して生活し、共に学び合うことができる学校風土をつくりあげることを目指し、家庭・地域との連携のもとに、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置・対応を図るため、本基本方針を定めました。

横手市立横手南中学校校長

横手南中学校いじめ防止基本方針

【目的】

- 1 全ての生徒が安心した生活を送りながら、学び合える環境や風土を学校全体でつくる
- 2 家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見・適切な措置（対処）の取組を定める

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【重点内容】

いじめ未然防止のための重点
“いのちを大切にすること”や
他者を尊重し、個性を認め合う
「心あったかな南中生」を育てます。

- ◆社会性・人間関係形成能力の育成
- ◆いじめを許容しない風土づくり ◆基礎学力の定着
- ◆異なる他者を排除しない関係づくり

いじめ早期発見のための重点
「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気づくりに努め、日頃からアンテナを高く保ち、生徒の小さな変化を見逃さないようにします。

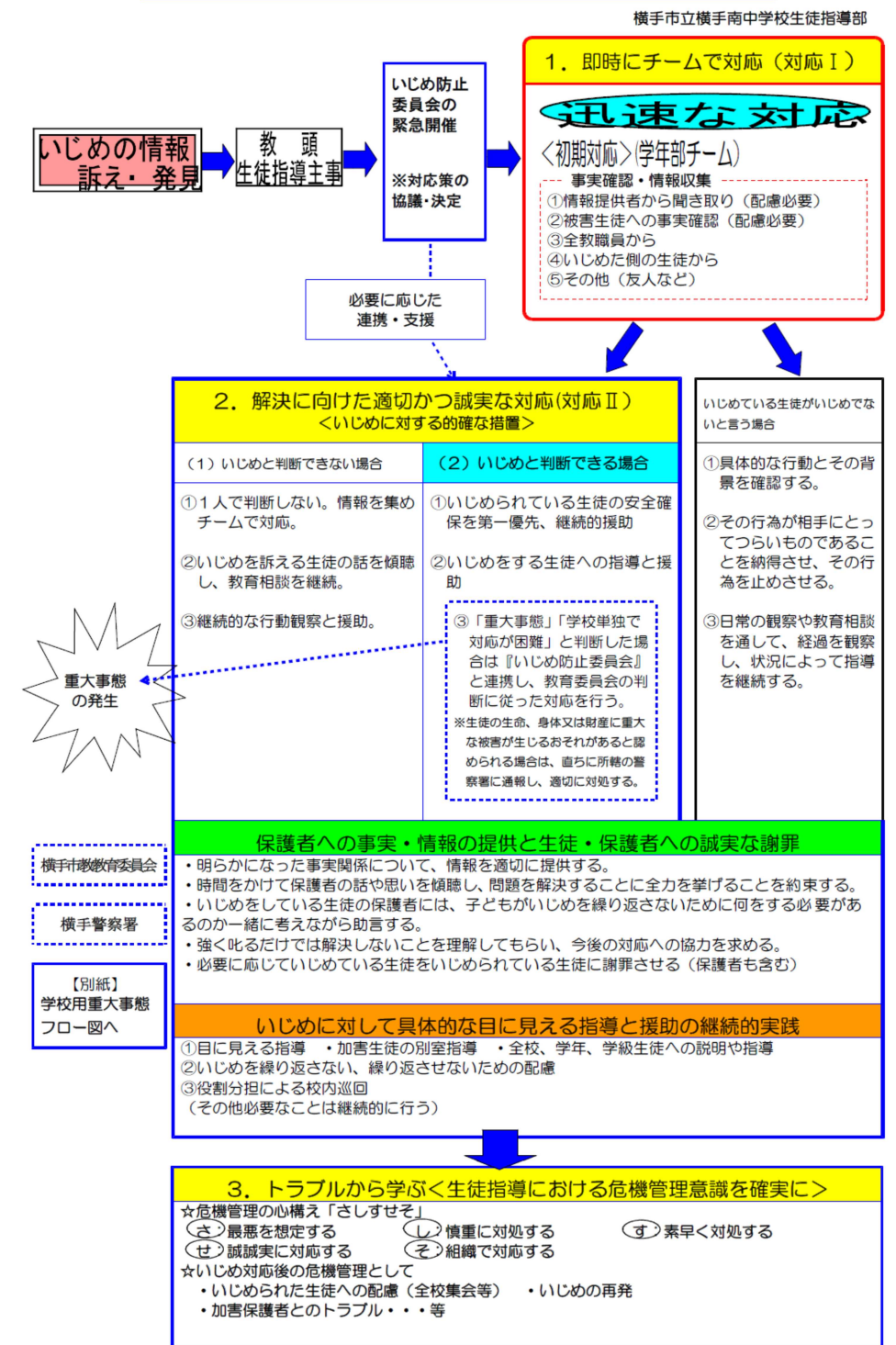
- ◆いじめアンケート調査 ◆いじめの的確な実態把握
- ◆教育相談の積極的実施
- ◆カウンセラー等外部相談機関の活用

いじめへの措置（対処）のための重点
いじめを受けた生徒の安全・安心を第一に優先し、いじめを行った生徒に対しては、適切かつ毅然とした指導を行います。

- ◆全職員による指導 ◆学校いじめ防止委員会の設置
- ◆南中学区子ども見守りネットワークとの連携
- ◆警察等の外部専門機関との連携

横手南中学校いじめ事案への対応

横手南中学校いじめ事案への対応フロー図 (いじめ事案に対する対応・解決の手順)



【参考資料】『秋田県の子どもをいじめから守るために』2004年度（一部2010年改定）
秋田県総合教育センター児童生徒支援班

学校いじめ防止委員会

※●外部人材、必要に応じ随時

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○研究主任 ○学年主任 ○養護教諭 ○生徒指導主事

●スクールカウンセラー ●スクールソーシャルワーカー

●横手市教育委員会（生徒指導担当）